

千葉市民間老人福祉施設職員設置事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金交付要綱（平成22年4月1日施行。以下「要綱」という。）第4条の表の対象経費の項中、認定職員について市長が決定するための基準及び手続きについて定めるものとする。

(基準)

第2条 認定職員の限度数は、1つの施設において次のとおりとする。

定員50人未満 1名

定員50人以上 2名

(申請)

第3条 認定職員の決定を受けようとする民間老人福祉施設を設置経営する者（以下「補助事業者」という。）はあらかじめ千葉市民間老人福祉施設職員設置事業認定職員申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、要綱及びこの要領の定めるところにより、その内容を調査し、すみやかにこれを決定し、千葉市民間老人福祉施設職員設置事業認定職員決定通知書（様式第2号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(認定職員の変更)

第5条 前条及び第3条の規定は、補助事業者が認定職員の変更をしようとする場合について準用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

千葉市民間老人福祉施設職員設置事業認定職員申請書

(あて先) 千葉市長

住 所

法 人 名

代表者名



年度千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金の交付を受けたく、認定職員について次のとおり申請します。

1 対象職員

氏 名	生年月日	職 種	認 定 申 請 期 間	備 考
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	

2 対象施設

施設名	認 定 申 請 期 間
	年 月～ 年 月

- (添付書類) 1 職員現員表(別紙)
2 辞令(写)
3 雇用契約書(写)
4 その他

様

千葉市民間老人福祉施設職員設置事業認定職員決定通知書

年 月 日付け申請のあった千葉市民間老人福祉施設職員設置事業補助金交付要綱に基づく補助金の認定職員について、次のとおり決定したので通知します。

千葉市長



1 認定職員

氏名	生年月日	職種	認定承認期間	備考
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	

2 認定施設

施設名	認定承認期間
	年 月～ 年 月